

# 姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について

## 屋外広告物に関する規制の見直し（平成29年10月1日施行）

### 1. 垣・塀広告物の許可基準に係る改正

垣・塀広告物について、従来は、垣・塀が大きく高くなれば、その分、大きく高い位置に広告物を掲出することができましたが、今回の改正により、「表示面積の上限」及び「地上からの高さ」を新たに規定することで、周辺景観から突出した印象を与えるおそれのある、垣・塀広告物の掲出を規制します。

#### 改正の内容

・垣・塀広告物の許可基準

区分	《改正前》基準	《改正後》基準
表示面積	・表示面積の合計は、掲出する面の面積の1/4以下	・表示面積は、 <b>10㎡以下</b> ・表示面積の合計は、掲出する面の <b>地上からの高さが3m以下の部分に係る</b> 面積の1/4以下
高さ	(規定なし)	・ <b>地上からの高さは、3m以下</b>
数量	・2個以下	
その他の表示方法	・垣、塀の外郭線からの突出禁止	

《イメージ図》

#### (1) 表示面積



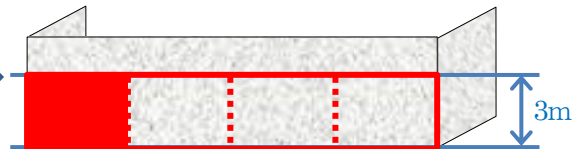
・表示面積の上限の規定なし



・表示面積は10㎡以下/個



・表示面積の合計は、掲出する面の面積の1/4以下



・表示面積の合計は、掲出する面の3m以下の部分に係る面積の1/4以下

#### (2) 高さ



・地上からの高さの規定なし



・地上からの高さは3m以下

## 2. 案内誘導広告物の禁止地域等の適用除外基準等に係る改正

禁止地域等における案内誘導広告物について、「建植えするもの」のみ個別面積や色彩に関する基準を定めていますが、今回の改正により、「建植えするもの以外」にも個別面積や色彩に関する基準を新たに設けることで、禁止地域等における案内誘導広告物の表示の均衡化を図ります。あわせて、誘導可能距離についても短くするよう改正します。

### 改正の内容

- 案内誘導広告物の誘導距離

「10km 以下」⇒「**5km 以下**」

- 禁止地域等における案内誘導広告物の基準(建植えするもの以外)

区 分	《改正前》基準	《改正後》基準
包括的基準	(第1種禁止地域) ・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること	
表示面積	(規定なし)	<b>2 m<sup>2</sup>以下</b>
横の長さ	(規定なし)	<b>2m以下</b>
色 彩	(規定なし)	・ <b>彩度の高い色は2色以下</b> ・ <b>地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。)</b>
その他の表示方法	(規定なし)	<b>ネオンサイン等の使用、光源の点滅禁止</b>
敷地内表示面積の合計	(第1種禁止地域)5 m <sup>2</sup> 以下 (第2種・3種禁止地域)10 m <sup>2</sup> 以下	